

日 時：令和5年6月28日（水）14：40～

場 所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、
松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、栗原参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第246回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は五つございます。

議題1「第59回アジア太平洋プライバシー機関（APPA）フォーラム結果報告について」、
本日は、参加された中湊専門委員にも御出席いただいております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 第59回APPAフォーラムの結果について報告させていただきます。

APPAフォーラムは、アジア太平洋地域の13の国・地域における20のデータ保護機関が、
プライバシー保護に関する法制度や執行状況等に関して情報交換を行うことを目的として、
年2回開催しております。なお、当委員会は2014年からオブザーバーとして参加しており、
2016年に正式メンバーになっております。

第59回となる今回のフォーラムは、今月5日及び6日の2日間、メキシコの主催により
開催されました。当委員会からは中湊専門委員にも御参加いただき、二つのセッションに
おいて当委員会の取組状況等を御説明いただきました。

まず、一つ目としまして、各国からの報告「調査と法の適用」のセッションにおいて中
湊専門委員に御登壇いただき、当委員会が本年3月に公表した「犯罪予防や安全確保のた
めの顔識別機能付きカメラシステムの利用について」を紹介いただきました。

発表では、文書の概要として、駅や空港等の不特定多数の者が出入りする大規模な施設
に顔識別機能付きカメラシステムを導入する際の留意点として、①肖像権・プライバシー
に関する留意点、②個人情報保護法上の留意点、③事業者が自主的に取り組むべき点とい
った3つの観点から整理がなされていることを説明いただきました。

あわせて、今後、本文書を広く周知するとともに、本件のみならず、多様な新技術の利
活用について状況把握を行い、デジタル社会における個人情報の適正な利活用につながる
よう、必要な施策について継続的に検討を行っていきたい旨を言及いただきました。

二つ目としまして、「信頼性のある個人データの越境移転」のセッションにおいても中
湊専門委員に御登壇いただき、当委員会のDFFT推進に係る取組について紹介いただきま
した。

発表では、まず基本的な考え方として、異なる法制度や国際枠組みの共存を許容しつつ、事業者が複数ある越境移転のメカニズムの中から自らに最適なものを利用可能な環境を目指すことが合理的である旨を説明いただきました。その後、具体的な取組として、①日EU、日英相互認証に係る共同レビューの完了、②グローバル越境プライバシールール（CBPR）フォーラムにおける活動への参加、③経済協力開発機構（OECD）におけるガバメントアクセス等に関する議論の主導、④第3回G7データ保護・プライバシー機関（DPA）ラウンドテーブル会合の開催に向けた取組について紹介いただきました。

今次フォーラムでは、当委員会より発表した「信頼性のある個人データの越境移転」に加えて、「脆弱な集団とその個人情報保護に関する権利」、「従業員の監視」、「AIが今日の社会に及ぼす影響」及び「生体認証と人権」等が主要テーマに位置付けられ、一部のテーマにおいては民間事業者の参加も得て、各々の取組の共有、意見・情報の交換が行われました。

このほか、APPAの各ワーキンググループ、世界プライバシー会議（GPA）、グローバルプライバシー執行機関ネットワーク（GPEN）、APEC等における活動状況が紹介されました。生体認証や顔認識技術を含む新たな技術に関する報告が多く行われ、大変充実したフォーラムとなりました。

以上の本フォーラムでの成果を取りまとめる形でコミュニケが採択されました。その英語版を資料1-2、仮訳を資料1-3として提出しております。

最後に、次回の第60回APPAフォーラムにつきましては、オーストラリアの主権により、本年11月30日及び12月1日に開催される予定となっております。

事務局からの報告は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

それでは、APPAフォーラムに参加された中湊専門委員にコメントいただきたいと思えます。中湊専門委員、お願いいたします。

○中湊専門委員 ありがとうございます。

私は今回でAPPAフォーラムには6回目の参加となりました。しかし、対面では初めての参加でございました。

まず、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」の概要報告を行いました。発表後に参加メンバーから、「今後の検討の参考にしたい。」といった発言が寄せられて、大変多くの関心をいただきました。

また、信頼性のある個人データの越境移転について報告を行いました。この報告で、当委員会におけるDFFT推進のための様々な取組、あるいは国際的なイニシアティブについて改めて発信することができました。大変有意義であったと思えます。この発表の機会に、G7DPAラウンドテーブル会合への参加を関係国際機関に呼びかけましたが、実際に御参加いただけることになり、先週開催されたG7DPAラウンドテーブル会合の充実につながったと伺っております。この点でも、APPAフォーラムの機会を有効に活用できたと考えており

ます。

今回のフォーラムでは、これまでオンライン上の接点があった各国のプライバシー機関の主要メンバーと初めて対面で会話をすることができ、オンラインよりも深い意見交換ができたと考えます。

引き続き、APPAフォーラムにおいて当委員会の取組を積極的に発信し、同フォーラムにおけるプレゼンスの向上に貢献していきたいと思います。私からは以上です。

○丹野委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明と中湊専門委員からのコメントにつきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

中湊専門委員、ありがとうございました。

○中湊専門委員 どうもありがとうございました。失礼いたします。

(中湊専門委員退室)

○丹野委員長 それでは、次の議題に移ります。

議題2「第3回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合の結果報告について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、第3回G7データ保護・プライバシー機関ラウンドテーブル会合の結果について報告させていただきます。

まずは2ページ目を御覧ください。当委員会は、第3回G7ラウンドテーブル会合を6月20日と21日に、サイドイベントを21日午後に、いずれも東京の椿山荘において開催いたしました。出席者は、G7各国のデータ保護・プライバシー機関(DPA)の委員長級とOECD等の関連国際機関であり、成果文書としてコミュニケ、行動計画、生成AIに関する声明を発売したところです。

3ページ目に、ラウンドテーブル会合の様態を紹介させていただいております。今回、丹野委員長が議長を、大島委員が日本の代表発言者をそれぞれ務められました。

4ページ目に、G7各国DPA委員長級の出席者を紹介させていただいております。なお、前回、ドイツのボンで開催された第2回G7ラウンドテーブル会合と全く同じ出席者となりました。

続けて、5ページ目に全出席者の紹介をさせていただいております。

続けて、6ページ目以降に、今回の成果について記載をしております。今回のG7ラウンドテーブルでは、DFFT、先端技術、執行協力という三本柱に基づき議論を行いました。

まず、最初の柱、DFFTの促進として、コミュニケでは、まず、G7デジタル・技術大臣会

合で設立が承認された、いわゆるIAPについて、DPAが自らの所掌内のトピックについて重要な役割を果たすことが必要であること、DFFTについて、高水準の個人情報保護による信頼性が必要であり、自由なデータ流通の前提であること、複数の越境移転ツールから事業者が自らのニーズに合ったツールを選ぶことができる国際環境を創出すべきであること、そして、グローバル規模のツール開発に向けて提言等を行うことを合意いたしました。

また、下側の行動計画では、DFFTには信頼が必要不可欠な要素であることを強調しつつ、既存の枠組みにおける議論を支持すること、グローバルCBPRとEU認証の比較、そしてモデル契約条項間の比較を行うこと、OECDにおけるガバメントアクセスに関する作業や、GPAのグローバルな枠組み及び基準に関する作業部会での取組の支援を合意いたしました。

次に、7ページ目が2本目の柱、先端技術になります。コミュニケでは、先端技術は社会に大きな恩恵を与えるとともに、個人の権利利益を損なう可能性があること、生成AIの開発者等は、法的な遵守、リスク低減、DPAとの協議等が必要であること、顔認識技術の利用に係る懸念を共有し、GPAの顔認識技術に係る決議を歓迎すること、そして、プライバシー強化技術、いわゆるPETsについては、データ保護に役立つものの、あくまでデータ保護の遵守のための「万能薬」ではなく、ケース・バイ・ケースのリスク評価が必要な段階であること等を合意いたしました。

また、下側の行動計画では、非識別化等各国法制上の専門用語について、参照資料の作成、特定のPETsに係るユースケーススタディの実施、顔認識技術に係るGPA決議の原則について外部への浸透、そして、生成AIに関連する課題について連携し、最善の方法を探求することを合意いたしました。

8ページ目が最後の柱、執行協力になります。コミュニケでは、規制権限の最大限の行使がDPAの最も重要な機能であり、今日、特にDPA間の国際協力の必要性が高まっていること、各国の法制の相互理解やベストプラクティスの共有を行うこと、既存の国際的な枠組みを高く評価すること、そして、G7執行協力作業部会が作成したコンタクトリスト及び情報提供依頼書（RFI）フォームを歓迎することを合意いたしました。

また、下側の行動計画では、執行協力作業部会における議論の継続、今回作成したコンタクトリスト及びRFIフォーム、そして2国間の協力覚書の締結に向けた作業の検討、特にこれらをGPAの執行協力ハンドブックに組み込み、他のDPAの見本とすること、そして、既存の国際的な枠組みへの参加の意欲を合意いたしました。

さらに、9ページ目になります。コミュニケ、行動計画とは別途、今回、生成AIに関する声明を発出いたしました。その背景といたしまして、近年、生成AI技術については急速な開発等が進む中、プライバシー・データ保護への懸念が高まっているところ、本年、イタリアのDPAがChatGPTの国内利用を一時的に停止した後、ChatGPTのサービスに対する透明性等の改善が行われ、当該一時停止が解除されました。

このような背景を踏まえ、様々な国において、AIに特化した法案等の検討が進められているが、現行法はAI利用に適用可能であること、テクノロジー企業とDPAとの間で緊密なコ

コミュニケーションを図ることが生成AIの製品及びサービスに関する責任ある設計・開発等に寄与すること、生成AIの開発者等は、「プライバシー・バイ・デザイン」の考え方にに基づき、プライバシー影響評価を行い、生成AIの設計や運用等の段階でプライバシーを組み込むべきであり、また、データ最小化等の国際的に遵守されているデータ保護・プライバシーの主要原則を遵守する必要があること、そして今後、G7、DPAの実務者レベル、具体的には先端技術作業部会、執行協力作業部会での協議を継続すること等を合意いたしました。

次に、10ページ目になります。G7ラウンドテーブルと併せて、経団連、新経連、日本IT連の後援の下、サイドイベント、「データ保護・プライバシー国際セミナー」を開催し、パネルディスカッションを実施いたしました。PETs・AIのセッション、そして越境移転のセッションの二つのセッションを実施したところ、越境移転のセッションでは、藤原静雄委員にモデレーターを務めていただいたところです。

11ページ目で、サイドイベントの様相を紹介させていただいております。

最後に、12ページ目になります。来年2024年のラウンドテーブルに向け、行動計画等に沿って三つの作業部会における議論を継続し、次回、イタリアでのラウンドテーブルにおいてその進捗成果について議論予定となります。

説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

では、ラウンドテーブルに参加いただいた大島委員からお願いいたします。

○大島委員 御報告ありがとうございます。

今の報告にございましたとおり、私もこのラウンドテーブルに参加させていただきました。今いただきました事務局からの報告と重なる部分はありますが、議論の流れ等についてお話しさせていただきたいと思います。

まず、参加各国から、DFFTの実現について意欲的な発言が多数寄せられたと感じております。DFFTの実現のためには、異なる法制度や国際枠組みが共存し、複数の移転ツールを創出する必要性などを主張しましたところ、各国から賛同が得られた次第です。

今回のラウンドテーブルに向けまして、G7各国と当委員会の間で交渉を重ねた結果、今紹介のありましたコミュニケ、行動計画、生成AIに関する声明としてまとめることができました。これらの中で、行動計画では、グローバルCBPRと欧州の認証の比較検討など、具体的なアクションを盛り込むことができました。

また、情報共有を促進するため、G7間のコンタクトリストやRFI（情報提供依頼書）フォームを採択することができ、執行協力の強化に向けた目に見える成果を上げることができたと感じております。

極めて新しい課題としての生成AIとプライバシーの問題につきましては、当委員会の取組を紹介するとともに、今後とも議論が必要であることを確認しました。これらにつきましては、今お話がありましたとおり、開発者等は「プライバシー・バイ・デザイン」の考

えに基づき、生成AIの設計、あるいは運用等の段階でプライバシーを組み込むべきであること、データ最小化などの国際的に遵守されているデータ保護・プライバシーの主要原則を遵守すべきであることなどをG7として世界に向けて共通のメッセージとして生成AIに関する声明を発出することができました。

データ保護・プライバシーに関するこうしたグローバルな課題につきまして、G7DPAのコミッショナーと直接、率直な意見交換ができました。こうした交流は極めて有意義であったと感じております。引き続き、当委員会として、G7DPAラウンドテーブル会合における議論を主導していきたいものと感じております。

また、今回は委員長をはじめ、事務局の皆さんも含めた各位の御努力、御奮闘により立派なラウンドテーブルを行うことができたと思っております。私自身も感謝しております。ありがとうございました。

○丹野委員長 ありがとうございました。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、私からも一言申し上げたいと思います。今回、G7ラウンドテーブルの開催につきましては、当委員会が一丸となって取組を行ったことにより、日本のプレゼンスを高めるとともに、G7各国との協力関係を一層深めることができたと思っております。特に、今回のラウンドテーブルでは、昨年までの会議をまとめつつ、各国のコミッショナーとの間で、非常に率直な議論を行うことができました。

内容については、ただいま大島委員から御発言があったとおりでありますが、とりわけ、G7各国DPAが協力して取り組むことについて、初めての行動計画をまとめることができました。

また、生成AIとプライバシーの問題は、G7各国のDPAにとって現下の最重要課題の一つであります。当委員会からG7DPA共通のメッセージとして生成AIに関する声明を発出することを提案し、各国と合意に至ったものであります。これらは、日本がホストをした今回のラウンドテーブルならではの誇るべき成果の一例ではないかと思っております。

このラウンドテーブルは、事務局から最初に説明がありましたとおり、第1回が英国ICOのホストに始まり、第2回が昨年ドイツBfDIのホストによりボンで開催され、どちらも私自身が参加しておりました。この度、第3回を東京で開催することができ、来年のイタリアGaranteに引き継ぐ運びとなったことは、感慨深いものがございます。

今後とも、G7各国のDPA同士の繋がりをより深め、DPAの立場から、社会における信頼の醸成に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

では、G7ラウンドテーブルに関する報告につきましては、これまでということにしたいと思いますが、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りをしたいと思います。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題3「情報連携の対象となる独自利用事務の事例等の追加について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 情報連携の対象となる独自利用事務の事例等の追加について御説明いたします。

資料3を御覧ください。大項目1の「独自利用事務の情報連携とは」を御覧ください。独自利用事務とは、番号法第9条第2項の規定に基づき、条例を制定することで地方公共団体が独自に個人番号を利用できる事務をいいます。番号法第19条第9号に基づき、独自利用事務のうち、委員会規則で定める要件を満たすと個人情報保護委員会が認めたものについては、情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供を求める情報連携を行うことが可能となります。

また、準ずる法定事務の範囲を超えた特定個人情報についても、給付等の内容が独自利用事務と類似している法定事務で照会可能な特定個人情報であって、委員会規則で定める要件を満たすものであれば、情報連携を行うことが可能となります。

続いて、大項目2の「地方公共団体からの要望の状況」を御覧ください。令和5年2月に実施した要望照会において、22団体から計40件の要望を受け付けました。このうち、委員会規則に定める要件を満たすものについて関係府省と調整した結果、項目3及び4に掲げる表のとおり、事例等を追加することといたします。

なお、要望の多くは既存の事例で情報連携が可能なものとなっておりますので、該当する事例等を示した上で、届出書を提出いただくよう案内をしております。

続いて、大項目3の「独自利用事務の事例の追加」を御覧ください。これまで、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例」として38事例を公表してきましたところ、地方公共団体からの要望を受け、次のとおり、「国民健康保険の被保険者を対象とした健康診査の受診費用の助成に関する事務」の事例を追加することといたします。

続いて、大項目4の「準ずる法定事務以外の法定事務において照会可能な特定個人情報の追加」を御覧ください。地方公共団体からの要望を受け、次のとおり、「就学援助に関する事務」及び「妊産婦の医療費助成に関する事務」の2事例について、それぞれ給付等の内容が類似している法定事務である番号法別表第2の106の項及び番号法別表第2の9の項において照会可能な特定個人情報を追加することといたします。

続いて、大項目5の「情報連携開始時期」を御覧ください。「事例の追加」及び「準ずる法定事務以外の法定事務について照会可能な特定個人情報の追加」についての情報連携開始時期は、令和6年6月からを予定しております。

別添1の資料につきましては、「情報連携の対象となる独自利用事務の事例について」の新規事例の追加に係る案文を記載しております。

別添2の資料につきましては、事例及び照会可能な特定個人情報について、要望を受けて追加した後の事例の一覧を記載しております。

御説明は以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見等をお願いいたします。

中村委員、お願いいたします。

○中村委員 独自利用事務の情報連携の一層の活用を期待して、コメントを述べたいと思います。

独自利用事務の情報連携は、国民の利便性と地方公共団体の事務の効率性を同時に向上させるという、大変有益な機能を持つ制度です。当委員会は、地方公共団体からの要望に応え、この制度の活用促進に資するべく、令和2年に、一定の場合に準ずる法定事務以外の法定事務において情報連携に用いることが可能な特定個人情報を追加できるよう、規則改正を行いました。

当委員会では、地方公共団体の要望を定期的に受け付け、必要に応じて、情報連携が可能な独自利用事務の事例等を追加しています。説明にありましたとおり、今般も、本年2月に実施した要望照会に基づき、情報連携が可能な独自利用事務の事例等の追加が行われることは、令和2年の規則改正の狙いどおりに、制度の活用が進んでいることの現れと評価したいと思います。

独自利用事務の情報連携は、既に述べたとおり、国民にも地方公共団体にもメリットの多い制度ですが、公的給付の支給に関係するものは、支給等の迅速かつ確実な実施に資する有用性の高いものと考えられます。今後も、制度を周知することで、独自利用事務の情報連携が一層活用されることを期待します。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいですか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手續を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題の資料、議事録及び議事概要については、準備が整い次第、委員会ホームページで公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題からは、監視・監督関係者以外の方は御退席願います。

(監視・監督関係者以外退室)

○丹野委員長 それでは、議題4「一般送配電事業者及び関係小売電気事業者による新電力顧客個人データの漏えい等事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 議題4を資料4に沿って説明させていただきます。

はじめに、事案の概要と当委員会の調査経緯です。本事案は、一般送配電事業者とそのグループ会社である小売電気事業者における個人情報の不適切取扱い事案です。本件は、一般送配電事業者は、電力供給区域の送配電事業を行うために電気需要家庭の顧客情報を保有しているところ、この中には関係小売事業者以外の新電力事業者の顧客情報も含まれておりまして、関係小売電気事業者はその立場を利用し、これを自社業務に利用するなどしておりました。

個人情報保護委員会は、令和4年12月、関西電力送配電株式会社から漏えい報告書の提出を受け、その後、ほかの一般送配電事業者からも漏えい報告書が提出されたことから、一般送配電事業者と関係小売電気事業者に対する調査を開始し、個情法第143条に基づく報告徴収を行うとともに、関係者へのヒアリングを実施し、事案の解明に努めてきました。

次に、事実関係を、まず一般送配電事業者における個人情報の不適切な取扱いについて説明いたします。

一つ目の事実関係としては、一般送配電事業者は、送配電事業において管理していた顧客データベースを保管するシステムを関係小売電気事業者と共同利用しており、新電力顧客情報については、関係小売電気事業者が閲覧できないようにするために情報遮断措置を講じていたものでありますが、その情報遮断措置に問題があり、その結果、関係小売電気事業者の従業員が新電力情報を閲覧するなどしておりました。

二つ目の事実関係としては、送配電データベースにアクセスするためのIDまたは操作端末の管理に問題が生じており、その結果、本来アクセス権限を持たない関係小売電気事業者の従業員が新電力顧客情報を含む送配電データベースを閲覧していたものです。

三つ目の事実関係としては、関係小売電気事業者に対し、停電時の顧客対応に関する業務委託契約に基づいて送配電データベースの閲覧権限を与えていたのですが、関係小売電気事業者の従業員は非常時以外に送配電データベースを閲覧しておりました。

続いて、関係小売電気事業者における個人情報の不適切な取扱いについて説明いたします。

一つ目の事実関係としては、関西電力株式会社において、自社顧客数等に関する計数報告を行うに当たり、一般送配電事業者から送配電データベースへのアクセス権を付与されていたシステム業務委託先に、送配電データベースからのデータ入手を含むデータ作成業務を発注しておりました。その際、一般送配電事業者に対する禁止行為の要求に該当しないよう留意しなければならなかったにもかかわらず、これをせず、前記システム業務委託先会社を通じ、送配電データベースから新電力顧客情報を含む個人データを入手しました。

また、二つ目、関西電力株式会社において、送配電データベースの情報遮断措置に何らかの安全管理上の問題が発生したこと起因し、新電力顧客情報を閲覧できる不備が生じていたところ、同状態に乗じて新電力顧客情報を閲覧し、問合せ対応のほかに顧客獲得の

ための営業活動に利用しておりました。

三つ目の事実関係としては、九州電力株式会社において電力会社分社化を行った令和2年4月頃に、新営業システムの障害が解消しなかったことを理由に送配電データベースを閲覧する運用を決定し、暫定運用として送配電データベースを電力小売事業に利用しておりました。しかし、システム障害の解消後もその運用を継続し、新電力顧客情報を閲覧し、問合せ対応のために利用し続けておりました。

四つ目の事実関係としては、電気事業法上、電気供給事業者間の適正な競争関係を確保するため、一般送配電事業者には託送供給等の業務により知り得た情報の目的外利用の禁止や送配電等業務に係る差別的取扱いの禁止の規定が定められており、五つの関係小売事業者は、同規律に反する方法であることを知り、または容易に知ることができたにもかかわらず、送配電データベースから新電力顧客情報を含む個人情報を取得し、顧客からの問合せ対応のために利用しておりました。

五つ目の事実関係としては、関係小売電気事業者は、送配電データベースの情報遮断措置に問題が発生し、新電力顧客情報を閲覧できる状態を把握したのであれば、自らこれを是正する措置を講ずる必要があったところ、規律の徹底や業務監査を適切に実施せず、前記問題を是正するための措置を講じておりませんでした。

次に、個人情報保護法上の問題点の検討ですが、初めに各規律に係る論点を整理します。

個人情報の取得では、本件の取得が偽り、その他不正の手段に該当するか否かが問題となり、偽り、その他不正の手段とは、不適法な、又は適正性を欠く方法をいい、小売電気事業者の取得行為が電気事業法に違反する場合には不適法な取得に該当し、同法に直ちに違反しないとしても、同法の制度趣旨や公序良俗に反しているなど、社会通念上適正と認められない行為である場合には、適正性を欠く取得に該当します。

本件では、電気事業法第23条の3において禁止された行為により個人情報を取得した場合には、不適法な取得に該当し、一般送配電側の規律である目的外利用の禁止、差別的取扱いの禁止があることを関係小売電気事業者が知っているにもかかわらず個人情報を取得している場合には、電気事業法の趣旨に反する行為として適正性を欠く取得に該当します。後段の問題点で説明いたしますが、本件では、関係小売電気事業者に対して不適法なまたは適正性を欠く取得があったとして指摘することとなります。

個人データの管理では、安全管理措置、委託先への監督について検討するものでございます。

次に、問題点に移ります。一般送配電事業者ですが、個人情報保護法第23条安全管理措置のうち、一つ目、アの技術的安全管理措置について、送配電データベースのアクセス制御、ユーザーID管理を行う必要があるところ、一般送配電事業者において適切な措置が講じられておりませんでした。

イの物理的安全管理措置について、入退室管理を行う必要があったところ、一つの一般送配電事業者において適切な安全管理措置が講じられておりませんでした。また、組織的

安全管理措置についても、システムログの検証、定期的な監査を行う必要があるところ、複数の一般送配電事業者がログを定期的に分析しておらず、また、ほかにも定期的に監査を行っておりませんでした。

人的安全管理措置についても適切な教育を行う必要があるところ、八つの一般送配電事業者が一般的な内容の研修を行うにとどまっており、不十分な内容でありました。

個人情報保護法第25条委託先の監督ですが、停電時顧客対応の業務委託にて個人データの取扱いを委託していたのであれば、定期的に監査を行うなど、適切な監督を行う必要があったところ、五つの一般送配電事業者で適切な監督を行っておりませんでした。

次に、関係小売電気事業者側の問題点ですが、個人情報保護法第20条第1項適正な取得について、先ほどの検討を踏まえますと、関西電力株式会社は、システム業務委託先会社を通じた新電力顧客情報の取得行為が経済産業省の業務改善命令にて電気事業法の違反と認定されているため、不適法な取得に該当します。

次に、九州電力株式会社は、システム障害を端緒とした新電力顧客情報の取得行為が、経済産業省の認定によると、それ自体が同法に直ちに違反するものではないものの、社会通念上適正とは認められない行為と言え、適正性を欠く取得に該当します。

次に、東北電力、中部電力ミライズ、中国電力及び四国電力においても、新電力顧客情報の取得はそれ自体が電気事業法に直ちに違反するものではないものの、当該取得の元となった一般送配電事業者の行為が電気事業法の規律に違反することに鑑みると、これらの電気事業法の規律と趣旨を知り、または容易に知ることができる立場にあった関係小売電気事業者の取得行為についても社会通念上適正とは認められない行為と言え、適正性を欠く取得に該当します。

次に、個人情報保護法第23条安全管理措置です。アの組織的安全管理措置について、関係小売電気事業者側も定期的な監査を行う必要があるのですが、六つの関係小売電気事業者は、定期的に監査を行っておりませんでした。

イの人的安全管理措置について、関係小売電気事業者も適切な教育を行う必要があるのですが、七つの関係小売電気事業者は一般的な内容の研修を行うにとどまっており、不十分な内容でした。

続いて、個人情報保護法第25条委託先の監督ですが、東北電力において子会社に個人データの取扱いを委託しているにもかかわらず、定期的に監査を行っておりませんでした。

当委員会の対応について（案）について御説明します。今まで説明させていただいたとおり、一般送配電事業者及び関係小売電気事業者に対して、個人情報保護法第147条に基づく指導を行うことと考えております。

最後に、公表の方針（案）ですが、本件は、全ての国民が利用する公共インフラたる電気供給及び販売を担う事業者における事案であり、影響が大きい重大事案であることから、資料4「一般送配電事業者及び関係小売電気事業者による新電力顧客データの漏えい等事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」を当委員会ホー

ムページに掲載し、適切な範囲で公表することとしたいと考えております。

補足させていただきますと、次の議題5で説明します再エネ業務管理システムに係る個人情報の不適切取扱い事案についての指導を行う事業者に対しては、個人情報の適正な取扱いについて全社的に総点検を行うよう、指導項目を付け加えております。

また、公表資料の別添では、議題5の再生可能エネルギー認定事業者情報事案もあわせて指導対象を一覧化し、公表することとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

浅井委員、お願いします。

○浅井委員 調査に基づく包括的な御報告をありがとうございます。

多くの大手電気事業者において、個人情報の不適切な取扱いがあった本件は、これら電力業界の個人情報保護関連法令遵守意識の低さの表れと言えます。個人情報保護法上も、関係法令の規律及び趣旨に沿った個人情報の取扱いが求められるものであり、本件は看過できない事案であります。

また、同時期に電気事業者が関係する事案として、資源エネルギー庁が管理する再エネ業務管理システムの不正閲覧事案が発生したことも、業界全体として重く受け止めていただきたいと考えます。

電力事業は、全ての国民の生活に直結する社会インフラであり、対象の事業者におかれては、多くの国民の個人情報を取り扱う事業であるという責任の重さを改めて意識し、個人情報の取扱いについて全社的な点検を行うなど、確実な再発防止に努めてほしいと考えます。

ありがとうございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思いますすが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしたいと思います。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題5「資源エネルギー庁が保有する『再エネ業務管理システム』内の保有個人情報の

漏えい等事案に対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 資料5に基づきまして、説明をさせていただきます。

1、事案の概要等、(1)、事案の概要です。資源エネルギー庁は、再エネ特措法に基づくFIT制度と呼びます再生可能エネルギーの固定価格買取制度を運営する上で必要な手続を実施し、認定事業者に関する情報等を一元的に管理するための業務管理システムを管理運用しております。資源エネルギー庁は、一般送配電事業者に対し、FIT制度運用の必要性から再エネ業務管理システム内の保有個人情報を閲覧するためのアカウントとしてID及びパスワードを発行しております。

本事案は、小売電気事業者の従業者が一般送配電事業者に付与された再エネシステムアカウントのID及びパスワードを利用して再エネ業務管理システム内の保有個人情報を閲覧し、当該保有個人情報が漏えいした事案でございます。

(2)、小売電気事業者が再エネ業務管理システム内の保有個人情報を取得した目的でございます。小売電気事業者が再エネ業務管理システム内の保有個人情報を取得した目的は、事案によって異なりますが、おおむね以下のとおりでございます。なお、小売電気事業者がその取得した保有個人情報を営業活動に利用した等の事実は認められません。

一つ目、交付金申請のエラー解消でございます。

二つ目、認定事業者からの照会対応、問合せ対応でございます。

三つ目、FIT認定に関する情報の確認、事務手続の効率化でございます。

2、個人情報保護法上の問題点です。本事案を端緒としまして、資源エネルギー庁、一般送配電事業者及び小売電気事業者において、個人情報保護法上の問題点が認められました。なお、その中には本事案に直接関係する安全管理措置の不備のほか、本事案に直接関係するものとは言い難いものの、行政機関の長等に求められる保有個人情報の漏えい等の防止、その他の保有個人情報の安全管理措置の不備に関するものがございます。

(1)、資源エネルギー庁でございます。まず、本事案に直接関係する安全管理措置の不備としまして、アクセス制御でございます。資源エネルギー庁は、一般送配電事業者に対して再エネシステムアカウントのID及びパスワード管理に関する定めの整備及びその見直し並びにパスワードの変更や管理に関する指示等、再エネ業務管理システムにおける安全確保に向けたアカウントのID及びパスワードの適切な管理のための措置を行っていませんでした。

二つ目、アクセス記録です。資源エネルギー庁は、再エネ業務管理システムにつきまして、アクセスログを保存していたものの、ログの定期的な分析等は実施していませんでした。

三つ目、監査及び点検の実施です。資源エネルギー庁は、一般送配電事業者に付与した再エネシステムアカウント、当該アカウントのID及びパスワードがどのように利用されて

いるか等につきまして、長期間にわたり確認を行っておりませんでした。

その他の保有個人情報の安全管理措置の不備につきまして、一つ目、アクセス制御でございませぬ。資源エネルギー庁は、担当課室である新エネルギー課の一部職員のほか、経済産業省の地方経済産業局の一部の職員にアカウントを付与してございましたが、ID及びパスワードの管理につきましては当該職員任せにしてございませぬ、定期的なパスワードの変更等の指示をしてございませぬでした。

二つ目、監査及び点検の実施でございませぬ。監査担当部署は、監査対象となった課室が実施した自己点検の内容を確認するにとどまり、監査担当部署自ら証拠書類の確認や実地による確認を行ってございませぬ、不十分な監査となつてございませぬ。

(2)、一般送配電事業者でございませぬ。一般送配事業者は、小売電気事業者が再エネシステムアカウントのID及びパスワードを利用することが可能な状態であつたにもかかわらぬ、これを是正せぬ、アクセス制御を適切に実施してございませぬでした。

(3)、小売電気事業者でございませぬ。本事案におきましては、小売電気事業者が一般送配電事業者の再エネシステムアカウントを利用し、認定事業者の個人情報を取得し、自社の業務のために利用する行為は、再エネ特措法第19条第1項第1号の趣旨に反するものであつて、社会通念上適正とは認められませぬ。このため、小売電気事業者が一般送配電事業者の再エネシステムアカウントを利用し、自社の業務のために認定事業者の個人情報を取得する行為は、適正性を欠く方法による個人情報の取得行為であると認められませぬ。したがって、小売電気事業者による認定事業者の個人情報の取得は、個人情報保護法第20条第1項に規定する偽りその他不正の手段による個人情報の取得に該当いたしませぬ。

3、指導の内容でございませぬ。

(1)、資源エネルギー庁でございませぬ。

一つ目、今後、再エネシステムアカウントのID及びパスワードについて、パスワード等の管理に関する定めを整備するとともに、定期的にパスワードを変更し、または一般送配電事業者に対し、定期的にパスワードの変更を指示すること等ございませぬ。

二つ目、今後、保有個人情報へのアクセス状況につきまして、所定の手続を整備した上でアクセスログを定期的に分析すること等ございませぬ。

三つ目、今後、保有個人情報の管理状況について、定期的に及び必要に応じて随時監査を行うとともに、監査においては証拠書類の確認等を行うこと等ございませぬ。

(2)、一般送配電事業者でございませぬ。適切なアクセス制御が実施できるよう定期的に監査を行う等して、個人情報データの取扱状況を適切に管理すること等ございませぬ。

(3)、小売電気事業者でございませぬ。定期的に監査を行う等して個人情報の取扱状況を適切に把握するとともに、定期的な研修及び教育の実施を通じて従業者に個人情報の適正な取扱いを周知すること等ございませぬ。

具体的には、資源エネルギー庁に対しましては、個人情報保護法第157条に基づく指導等、一般送配電事業者、小売電気事業者、沖縄電力株式会社につきましては、それぞれ個人情

報保護法第147条に基づく指導を行うこととしたいと考えております。

事案の公表につきましては、本件は、日本国内でのエネルギー自給率を向上させ、リスクが高い他国への依存度を抑えるという観点から、電気を利用する国民全てに大きなメリットとなるFIT制度に関するものであり、影響も大きい重大事案であることから、資料5の範囲で公表することとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 御説明ありがとうございました。ID及びパスワードの管理等について、少しコメントさせていただきたいと思っております。

本事案は、小売電気事業者が一般送配電事業者に付与された再エネ業務管理システムアカウントのID及びパスワードを利用して同システム内の保有個人情報を閲覧した漏えい事案であります。一般送配電事業者においてID及びパスワードを適切に管理していなかったことに加え、大量の認定事業者の保有個人情報が保存されている同システム内を管理する資源エネルギー庁において、行政機関等に求められる安全管理措置に不備があったということも認められたものです。

ID及びパスワードを付与される立場の一般送配電事業者は無論のこと、同システムを管理する立場の資源エネルギー庁においても大量の認定事業者の保有個人情報が利用可能となることを改めて認識し、必要かつ適切な安全管理措置を行う必要があるということです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。

それでは、特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進め方を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を準備が整い次第、委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

本日の議題は以上でございます。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。